

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
11月13日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………
- 公告  
建築士の免許の取消し(建築指導課)……………



### 山口県告示第三百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 野上 和義  
住所 岩国市川西三丁目一番二〇号  
者所 山口県知事 村岡 嗣政  
平成三〇、八、三一 廃止年月日

### 山口県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年十一月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 萩津和野線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
萩市大字片俣字兵原堂平一〇七二七の一地先から同市同大字字上長迫一〇五六の一	新	最狭 最広	一七・二〇 二一・二〇	二四・九	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 最広	一七・〇〇 三六・〇〇	二四・九	

道路の種類 県道  
路線名 下関長門線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
長門市深川湯本字大寧寺一〇二六七の一二地先から同市深川湯本 同字一〇二六七の一	新	最狭 最広	八・七 一三・六	一五六・九	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 最広	七・八 一三・六	一五六・九	

### 山口県告示第三百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩津和野線	萩市大字片俣字兵原堂平一〇七二七の一地先から同市同大字字上長迫一〇五六の一地先まで	平成三十年十一月十四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関長門線	長門市深川湯本字大寧寺一〇二六七の一二地先から同市深川湯本 同字一〇二六七の一四地先まで	平成三十年十一月十四日



(二六〇) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成三十年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
石村 博	二級建築士	第二〇四七号	平成三〇、一〇、三〇	死亡

平成三十年十一月十三日印刷  
平成三十年十一月十三日発行

発行人所

山口県庁  
山口県知事